

医療費控除に関する書類を送る前にご確認ください。

● 「医療費控除」とはどのような制度ですか？



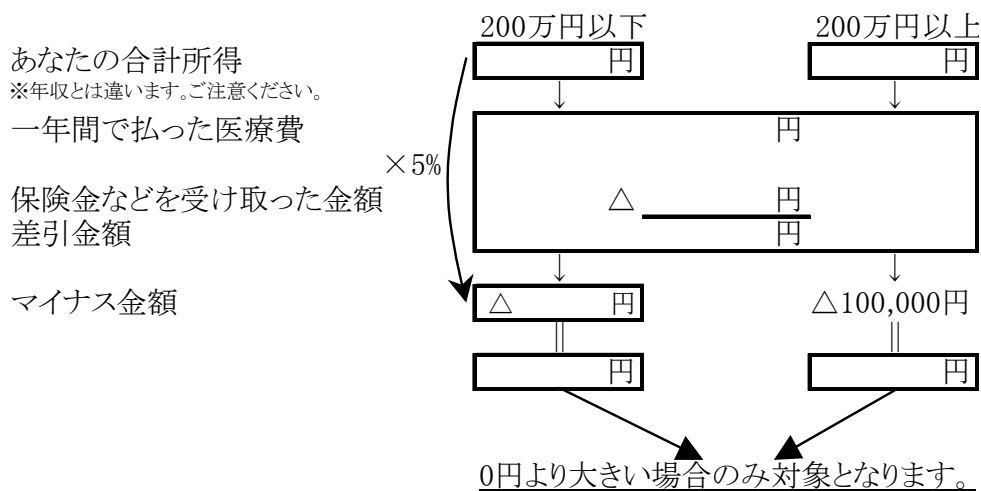
医療費控除とは、平成 28 年中に医療費をたくさん払った人に対して税金の還付を行う制度です。

● エスエス会計に医療費控除申告を依頼する際に注意することはありますか？

● お客様からいただいた病院や薬局で支払った際の領収書について、原則として全て控除の対象となるものとして申告させていただきます。

● 医療費控除の対象とならない場合であっても、検証等エスエス会計において行った作業についてはご請求対象の作業時間に含まれますので、ご注意ください。

● 医療費控除に該当するかは次のチェックリストを利用してご確認ください。



● 医療費控除の対象とならない費用を教えてください。

次の費用は医療費の対象とならないものの一例です。尚、疾患の状態により認められるものもございますので、税務署等にご確認ください。

・薬局の領収書で薬以外の物、品名のわからない物	・クイックマッサージなど疲労回復の為のマッサージ、鍼灸の費用	・病院までのタクシー代、駐車場代、ガソリン代
・平成 28 年以外の支払の物	・歯列矯正の費用	・自分で書いたメモ
・家族以外の人のための費用	・動物病院の費用	・健康診断、人間ドックの費用
・予防接種の費用		

エスエス会計

TEL : 03-3382-0664 FAX : 03-3382-9539 Mail: info@ss-accounting.com